

川内原子力発電所に関する
地元関係者及び事業者との意見交換

原子力規制委員会

川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
議事録

1．日時

令和2年12月11日（金）16：30～18：25

2．場所

鹿児島県原子力防災センター

3．議題

（1）川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

4．配布資料

（1）出席者一覧

（2）座席表

（3）委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

（平成29年11月15日原子力規制委員会資料）

5．出席者

原子力規制委員会

更田 豊志 委員長

石渡 明 委員

地元関係者

塩田 康一 鹿児島県知事

外園 勝蔵 鹿児島県議会議長

田中 良二 薩摩川内市長

川添 公貴 薩摩川内市議会議長

田畑 誠一 いちき串木野市長

下迫田 良信 いちき串木野市議会議長

西平 良将 阿久根市長

野畑 直	阿久根市議会議長
松山 芳英	鹿児島市副市長
尾ノ上 優二	鹿児島市危機管理局長
椎木 伸一	出水市長
杉本 尚喜	出水市議会議長
小園 義徳	日置市副市長
漆島 政人	日置市議会議長
湯元 敏浩	始良市長
崎野 裕二	さつま町総務課長
川添 健	長島町長
林 義明	長島町議会議長

九州電力株式会社

池辺 和弘	代表取締役社長執行役員
豊嶋 直幸	取締役常務執行役員原子力発電本部長
藤本 淳一	常務執行役員立地コミュニケーション本部長
大坪 武弘	執行役員土木建築本部長

事務局

市村 知也	原子力規制庁原子力規制部長
山本 哲也	原子力規制庁放射線防護企画課調整官
森下 泰	原子力規制庁原子力規制企画課長
鶴園 和男	原子力規制庁川内原子力規制事務所長

6. 議事録

鶴園所長 皆様、予定の時刻になりました。ただいまから、川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換を開始いたします。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は、新型コロナウイルスの対策のため、一部の出席者の方にはテレビ会議システムにて御参加いただいております。

私は、原子力規制庁川内原子力規制事務所の鶴園と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、意見交換に先立ちまして、更田委員長、石渡委員より、それぞれ一言御挨拶申し上げます。

更田委員長 皆さん、こんにちは。原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。

本日は、大変お忙しい中、大勢の方々に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。皆さんの直接の御意見を伺えること、大変光栄に思っております。

意見交換会というふうに銘を打っておりますけれども、これは毎回申し上げておりますが、私どものほうから何かを御説明するというよりも、むしろ御地元の方々の御意見を直接伺えることは、大変私たちにとって貴重な機会だというふうに考えております。せっかくの機会でございますので、忌憚のない御意見を伺い、それにお答えすることで、今後のより良い規制に努めてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

石渡委員 原子力規制委員会委員の石渡でございます。

活断層とか地震・津波・火山等の自然ハザード関係の審査を主に担当しております。この意見交換会には、今年2月15日以来、2回目の参加となります。本日は有意義な意見交換になるよう努力をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

鶴園所長 ありがとうございます。それでは、本日の出席者を御紹介いたします。

初めに、地元自治体の皆様です。

鹿児島県知事、塩田康一様。

鹿児島県議会議長、外園勝蔵様。

薩摩川内市長、田中良二様。

薩摩川内市議会議長、川添公貴様。

いちき串木野市長、田畑誠一様。

いちき串木野市議会議長、下迫田良信様。

阿久根市長、西平良将様。

阿久根市議会議長、野畑直様。

鹿児島市副市長、松山芳英様。

鹿児島市危機管理局長、尾ノ上優二様。

出水市長、椎木伸一様。

出水市議会議長、杉本尚喜様。

日置市副市長、小園義徳様。

日置市議会議長、漆島政人様。

始良市長、湯元敏浩様。

さつま町総務課長、崎野裕二様。

長島町長、川添健様。

長島町議会議長、林義明様。

また、九州電力株式会社より、池辺社長ほか関係者に御出席いただいております。

皆様、よろしく願いいたします。

本日の進め方ですが、まずは御出席いただいている地元自治体の皆様と意見交換を行い、最後に、そのやり取りを踏まえて九州電力から御意見を伺いたいと思います。会合全体の終了は18時30分を予定しております。

また、テレビ会議システムにて御参加の皆様におかれましては、誠にお手数ではございますが、御発言を希望される際は、カメラに向かって挙手をしていただきますようお願いいたします。また、マイクにつきましては、ハウリング防止のため、発言中以外はスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。

ここからの進行は、更田委員長をお願いいたします。

更田委員長 それでは、早速意見交換に入らせていただきたいと思います。なるべく希望される方全員から御発言をいただきたいと思いますけれども、時間の制約もありますので、最初に知事、市長及び町長に御出席いただいている自治体から御発言をいただきたいと思います。また、本日は多数の方に御参加いただいておりますので、恐れ入りますが、お時間の関係上、ポイントを絞って御発言をいただければというふうに思います。

それから、途中で退席をされる方もいらっしゃる関係で、ちょっと順不同にはなりますけれども、順番に、まず首長の方々から御発言をいただきたいと思います。

まず、塩田知事から御発言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

塩田知事（鹿児島県） 本日は、原子力規制委員会の更田委員長と石渡委員には、地域の意見を聞く機会を設けていただきまして、ありがとうございます。私からは、本日、4点ほどお伺いしたいと考えております。

まず、一つ目でございますけれども、特定重大事故等対処施設の運用についてでございます。全国で初めて完成しました川内原発1号機の特定重大事故等対処施設につきましては、故意による大型航空機の衝突などのテロリズムによる重大事故等に対処するための施設ということで、原子力発電所の安全性を確保するために必要な施設だというふうに考え

ております。整備に当たりましては、原子力規制委員会において厳正に対応をしていただいたということではございますけれども、今後の運用に当たっても、引き続き厳正な対応をお願いしたいというふうに思っております。

また、審査の内容等については公表されていないということで、県議会でも幾つか、それについての不安の声もありますので、その辺についての、どのように住民の方々に安心を与えられるのかというようなことも含めて御説明いただきたいと思いますし、また、普段使用する施設ではないので、いざというときに、どのようにそれがしっかりと機能するのかといった辺りの対応策などについても、お聞かせいただければというふうに思っております。

二つ目は、新たな原子力規制の検査制度についてでございます。今年度から本格運用されている新検査制度におきましては、事業者が使用前検査などを自ら実施をし、課題があれば自主的に改善するとともに、原子力規制委員会は事業者が行う検査や保安活動全般について、検査官が必要とする情報、場所等に自由にアクセスし、現場の状況等を直接的に監視することなどを内容とする、原子力規制検査で監視することとされていると承知しております。

この新しい検査制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き検査官の検査技術の維持・向上に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。また、この検査が有効性があるものにするためには、常日頃からこの原発のサイトについての確認、あるいは施設の状態の把握というものが欠かせないというふうに思っておりますが、その辺の対策といえますか、新検査制度の本格運用から約8か月が経過いたしましたけれども、現時点における同制度の現状や課題といったものについて、お伺いしたいと思います。

三つ目は、放射線モニタリング体制の充実・強化ということでございます。本県では、原子力規制庁など国の交付金を活用して、放射線モニタリング体制の充実・強化を図ってきており、現在、100局体制ということになっております。本県としては、県民の生命と暮らしを守る観点から、引き続き原子力安全対策、防災対策の充実・強化に取り組むこととしており、国におきましては、平常時から緊急時までの一体的なモニタリング体制の確保を図られるよう、引き続き支援をお願いしたいと考えております。

最後に、四つ目が、大飯原発3・4号機の設置変更許可取消し判決についてでございます。12月4日に大阪地裁において、関西電力の大飯原発3・4号機に係る設置変更許可を取り消す判決が出されました。今回の裁判では、新規制基準に基づく耐震設計の目安となる基準

地震動のうち、震源を特定して策定する地震動の計算の在り方というのが争点になっていたと思いますが、判決において、地震動を想定する際には、少なくとも経験式による想定を上乗せする要否を検討する必要があるとされているところでございます。

川内原発では、震源を特定して策定する地震動として540gal、震源を特定せず策定する地震動として620galが設定をされ、原子力規制委員会の適合審査において新規制基準に適合しているということが確認されたと承知をしておりますが、今回の判決は、川内原発の基準地震動の計算の在り方に何らかの影響があるのか。また、原子力規制委員会では、今回の判決を踏まえて今後どのように対応されるのか、大変住民の皆さんも不安に思っている方、多いと思いますので、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

私から、以上でございます。よろしく願いいたします。

更田委員長 次の方に御発言いただく前に、ちょっと手短にこちらからお答えをさせていただこうというふうに思います。

まず、特定重大事故等対処施設、これは川内1・2号機に対して、国内で初めて運用は始まった施設。知事の御発言の中にもありましたように、普段使わない施設です。もう本当に万一のときの備えと言っていいものであろうと思います。それであるだけに、それを使う人の判断であるとか、力量に特定重大事故等対処施設がいかされるものかどうかというところが、大きく力量によっているところがあります。

したがいまして、日常的な訓練であるとか、それから想定外への備えのような位置付けの施設ですので、日常的に想像力を働かせて、万一の事態というものに対する備えの訓練をしておくこと。これは訓練は、必ずしも実働を伴うものだけではなくて、机上の意思決定訓練のようなものが大変重要になるだろうと思います。

これは事業者だけではなくて、原子力規制委員会や規制庁にとっても同じことでありまして、今後、本当に恐らくは事業中に使うことがないであろうと思われるような施設でもありますので、どれだけ現実感を持って、それを使うときの対処の在り方というのを考えていけるか。それから、やはりこれから先、時間がたってもなお特重施設について考え続ける、事業者並びに規制当局が考え続けるということが大変重要だろうというふうに思います。

それから、特定重大事故等対処施設の役割ですとか、構造、中身について、これはテロ対策という性格から、公開できる部分、公開できない部分があるのは確かですけども、できるだけ脆弱性を明らかにすることなく、説明するような努力は今後とも続けていきたい

というふうに考えております。

二つ目の検査制度ですが、これも始まって8か月。新型コロナウイルス感染症対策の影響もあって、検査は、一つは現地に駐在をしております検査官による検査というのは、ほぼ順調に進んでおりますけれども、本庁のほうから専門知識を持った特定の検査を行う、いわゆる私たちがチーム検査と呼んでいるものについては、感染症対策の影響があって少し計画に遅れは出ております。

しかしながら、そういった点を除けば、これまでの8か月間、おおむね順調に進んでいるというふうに認識をしています。これも知事の御指摘のとおり、よりフレキシブルな、柔軟性を持たせた制度であるだけに、やはりその検査に当たる人間の力量であるとか、更に言えば、事業者で保全に当たる人たちの間のコミュニケーションも大変重要になってまいります。そういった意味で、今後とも研さんを積んで、また、検査官の力量を高めるための努力というのを様々な教育訓練を通じて図っていきたいというふうに思います。

モニタリングですが、モニタリングの重要性は原子力規制委員会も常々認識をしているところであります。基数だけではなくて、モニタリング技術の向上というのは、今後とも図っていかねばならないというふうに考えていますし、また、緊急時には、モニタリングによって得られる情報によってどのような意思決定をするかというのが大変重要になってまいります。

例えば、あるところの空間線量率が上がってきたときに、それが地表の汚れによるものなのか、それとも大気中を通過する放射性物質を含んだ気体によるものなのかといったようなところを、そのモニタリングポストのデータを見て、見極めていかなきゃならないと。こういったような判断のための訓練というのが非常に重要だと考えていますので、このモニタリングにおいても、同じように、やはり意思決定のための訓練を続けていくということが、モニタリングのハードウェアの充実と同様に大変重要であろうというふうに思います。

四つ目は、これは大阪地裁判決ですが、大飯3・4号機の設計基準地震動設定に当たる部分について、その他の論点、争点については国の主張が認められたんですが、一点、基準地震動の策定に係る一段階といたしますか、一つのプロセス、相関式の使用する部分において見解の相違といたしますか、私たちと異なる解釈によってあのような判決が出されたものと承知をしております。その解釈の対象となった審査のためのガイドですが、ガイドの一節でありますけれども、まず二つのことを申し上げようと思いますが、一つは、ガイドを策

定したのも原子力規制委員会でありますし、審査を行ったのも原子力規制委員会であります。同じ主体でありますけども、当然のことながら、自ら定めた地震ガイドにのっとった審査をしているというのが当然のことでありまして、その一節に対する解釈が、司法の判断と私たちの間で異なったというのは、大変残念に思っています。

もう一つは、対象となったのは、いわゆる不確かさの考え方ではありますけども、そもそも地震に対する評価というのは、サイトごとに異なります。発電所の設計の場合であれば同型炉、例えば川内（原子力発電所）1・2（号機）のようにPWRであれば、PWRに対する共通的な考え方がありますけれども、地震の場合はサイトに置かれているものによって、大きくその評価に対しても判断についても異なってきます。例えば、現在の川内原子力発電所であれば、最も厳しい地震動を与えるものは、震源を特定しない地震動であります。そういった意味で、サイトごとに、不確かさで重視すべきところも異なっているというようなことの説明が、恐らく一審において尽くせなかった、ないしは御理解をいただけなかったということなんだろうと思いますけれども、判決を受けて、なお私たちは、それぞれの判断の結果に自信を持っておりますし、今後もこれまでと同様、厳正な審査に努めてまいりたいというふうに考えております。

影響という観点で言えば、私たちは、これはこれまでの、または今後の私たちの判断に影響を与えるものではないというふうに認識をしています。

石渡委員、補足されることがあれば。

石渡委員 知事がおっしゃった川内原子力発電所の基準地震動、これが特定せず620gal、特定して540galという点で、この620galの特定せずのほうは、これは裁判で問題になりました、入倉・三宅式というその式は使っておりません。北海道の留萌支庁南部地震という特定のある地震、これがマグニチュードからいっても、地震の性質からいっても、日本中どこでも起き得る地震であると、それに典型的な地震であるということで、これを特定せず地震として原子力発電所の直下でそれが起きた場合に、どれぐらいの揺れになるかということで620galというのを決めておりますので、それについての今回の判決の影響というのは、ないというふうに考えております。

ただ、特定してのほうは、これはもしその分を足さなければいけないということにもしなるとすれば、これはきちんと評価をやり直さなければいけないということになってしまいますので、それについては、はっきりとしたことは今申し上げることはできませんが、ただ、かなりこれは差が大きいので、影響はあまりないのではないかとというふうに、私は

今は思いますけれども、それは詳しくは、ちょっとやってみないと分からないところがございます。いずれにしても、この620galという点に関しては、影響はないというふうに考えております。

以上です。

更田委員長 何か追加でおっしゃることはありますか、よろしいですか。

塩田知事（鹿児島県） ありがとうございます。特定重大事故等対処施設につきましては、おっしゃるように、なかなか使う機会というのはない、実際にはない中で、どうやって万が一のときにきちんと使用できるかという意味での訓練というのを、日頃から、やはり意識的にやっていく必要があるというふうに思いますので、是非よろしく願いしたいというふうに思います。

また、新検査制度のほうでも、常日頃からのサイトの状況について、現地の事業者を含めてしっかりコミュニケーションを取っていただくことが必要だというふうに思っておりますので、これについてもお願いしたいと思います。

モニタリングのほうも、ハードだけじゃなくて、また意思決定の仕方とか、そういうことも大事だという御指摘については、また事業者等も含めてよろしく願いしたいと思います。

地震のほうは、今御説明はいただいたんですけど、なかなか住民の方にとっては分かりにくいところもありますので、その辺考え方とか、また分かりやすい説明を、またお願いできればというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

更田委員長 ありがとうございます。

それでは、次の方に移らせていただきたいと思います。薩摩川内市長の田中市長、お願いいたします。

田中市長（薩摩川内市） ありがとうございます。薩摩川内市長の田中良二でございます。岩切秀雄前市長の後、11月7日に市長に就任いたしました。何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、原子力規制委員会から更田委員長様と石渡委員様においでいただきまして、本年2月15日に続きまして、再びこのような直接意見交換の場を企画していただきましたことに、まずもって感謝を申し上げます。

原子力発電所立地自治体にとりましては、当該原子力施設に関する規制上の問題、疑問など、規制当局の方々と直接意見交換ができることは、市民の安全・安心の醸成に大きく

寄与するものと考えております。

それでは、本日、貴重な発言の機会をいただきましたので、今後の規制の在り方への要望を含めまして、私のほうから2点御質問させていただきます。

まず、平成23年東日本大震災の後、平成27年に国内初の再稼働を果たしました川内原子力発電所のうち、1号機は今般の定期検査に合わせ、これも国内初となる特定重大事故等対処施設の完成に至りましたが、他原発に先んじまして、先進事例としての責任、責務を負う川内原子力発電所には、今後とも安全の追求に終わりはないとの考え方に立った安全運転の継続を求めてまいります。

原子力規制委員会におかれましては、バックフィットの柔軟な運用や継続的安全性向上に関わります検討チームの設置など、規制という側面から事業者自ら安全を追求し、信頼性向上に向かうよう取り組まれておられる中で、今回の定期検査は大変意味あるものではなかったかというふうに考えております。

その一つには、原子炉安全保護盤がデジタル制御方式に取り替えられましたが、これは法に基づく安全性向上評価におきまして、事業者自らが抽出した安全性向上対策が具現化した事例であるというふうに認識しております。規制者側と被規制者側がそれぞれの立場で果たすべき役割を認識し、それぞれの責任の下で、常に安全を追求していこうとするその方向性を歓迎しますとともに、引き続き事業者の自主的安全性向上につながる原子力規制委員会からの監視・指導をお願いするものであります。

また、制度設計の視点を同じくいたします新検査制度につきまして、その浸透と進化を期待しておりますが、巷間、市民の間には、事業者に任せることを不安視する声が聞こえることも事実であり、市民に安心を提供していただく意味からも、制度の仕組みや趣旨に関する分かりやすい説明をお願いしたいというふうに考えております。

1点目の質問でございますが、先ほど塩田知事からもございましたが、新検査制度に関しまして、今回川内原発1号機の定期検査が終了いたしました。実際の運用を通じて見えてきた課題、先ほどコロナの影響によるスケジュールの影響、それから検査官の力量もございましたが、重複はありますが、実際の運用を通じて見えてきた課題について、また、この所期の目的に照らしての評価はいかがなものであったかをお伺いいたします。

次の質問についてでございますが、また、現在、来年2月の原子力防災訓練の実施に向けた調整を進めておりますが、今般、特定重大事故等対処施設が完成したことに伴いまして、発電所自体の安全対策はより多様化したと認識しており、事象進展に応じました屋内

退避や段階的避難行動など、より現実的なものであるべきではないかと感じているところ
であります。原子力防災は内閣府所管事項ではありますが、川内原発1号機の特重施設が
全国で初めて完成したことを踏まえ、災害対策指針を所管される立場から、原子力防災訓
練をより実効性のあるものにするための工夫、心構えなどについて、御助言をいただきた
いというふうに考えております。

以上、私の考え方を述べさせていただきましたが、新検査制度の運用から見えた課題と
評価、1号機の特重施設の完成を踏まえまして原子力防災訓練の実効性向上のための方策
について、更田委員長様の御所見をお聞かせ願えればというふうに考えております。よろ
しくお願いいたします。

更田委員長 ありがとうございます。まず、新検査制度です。新検査制度について、ま
だまだ今後も、より分かりやすい説明、その制度であるとか実態について説明を続けてい
かなければならないと思いますけれども、定期検査だけに捉われず、そもそも日常検査と
してフリーアクセスで、常駐をしている検査官が日常的に九州電力の活動を監視できる制
度となっていますので、従来、定型的な、ある程度メニューが決まっていて、そのメニュ
ーに沿ってチェックをしていくというものよりは、より明らかに実効的な検査、確認がで
きるようになったという感触は持っています。

一方でですね、課題といいますと、どうしても新たな制度で弾力性を持った制度にしよ
うとしているわけですが、その制度が進んでいくと、また逆戻りしかねない危険性は
あってですね、例えば検査のためのガイドの充実を望む声であるとかというのはあるん
ですけど、ガイドを定めるというのは、逆に言うと、また再びそこに書かれていることをや
ればいいという形に、私たちがガイドと呼んでいるものというのは、必ずしもそのとおり
にやりなさいというものではなくて、ある種の仕事の目安を与えているものに過ぎないつ
もりで作っているんですが、実際の検査官がガイドを、丁寧に書かれたガイドを手にする
ことで、再びまたガイドに書かれていることをやればいいんだというふうになっていって
しまうと、それははっきり言って危険な兆候だというふうに思っています。そこが悩まし
いところで、あらかじめこういったことをという示唆であるとかを文書化していくことが
望ましいのか、あるいは文書を作ることによって、それに囚われてしまうのかというのは、
実際の運用を始めて、やや具体的な悩みとして浮かんできたように思っています。

あと、この検査制度、目の前に危険な兆候があったにも関わらず、あらかじめ定められ
ていた検査項目ではなかったために見逃したという海外の事例が非常に大きなインパクト

を持って、そして制度変更が行われたものであります。ですので、私たちは、あくまでこの制度の柔軟性というのをどうやって保っていくかというのは、必要なことですので、そういった意味で、今率直に何に悩んでいるかということ、そういったところが悩みになります。

もう一つはコミュニケーションですけど、これも事業者との間では、まだ8か月です。率直に言えば、お互いに手探りのところがあるんだろうというふうに思っています。ですから、接触を重ねることによって、これは改善されるということを期待をしていますし、例えば鶴園所長、そこに座っていますけども、これまでとの違いは、委員会とそれから地方事務所との間の距離を縮めようとしていますし、事務所長はアポなしで常に委員長なり、委員のところへ飛び込めるといった仕組みにしていますので、それだけ私たちが地方事務所との距離を縮めることによって、発電所、更には御地元との間の距離を縮めることができるといふふうに思っております。

それから、防災ですが、これは特に特定重大事故等対処施設が整備されたことによってというお話ですけども、これはなかなか難しい話なんです。実を言いますと、例えば事故は起きるものとして考える、防災は正にそういうものですが、炉心が大きく損傷する、炉心が溶けてしまうような状態を、もう起きるものとして考えて防災計画というのは考えられています。そこに新たな備えを加えていくと、炉心が著しく損傷してから、発電所から環境に、周囲に放射性物質が放出されるのを防ぐ手立てが、どんどん厚くなっていますので、炉心が溶融しても環境中に放射性物質を出さずに収めてしまうということの手当ては、以前より厚くなっています。

ただ、防災計画を考えるときには、更にそれでも環境中に放射性物質が出てしまうことを考えて、避難であるとか、安定ヨウ素剤であるとかという、更に言えばモニタリングもそうですが。そうするとタイミングが変わってきて、炉心が溶けても、2週間たってもまだ放射性物質が外へ出てこない。いわゆる15条と呼んでおりますけども、事故が起きたという緊急事態の宣言は、事故が起きて、もう炉心が溶けるような状態になれば、既になされていますけども、実際にといいいますか、環境中に放射性物質が出てくる恐れが高まってくるのが、それこそ1週間、2週間単位で後になる。

現実的など考えると、そういう手立ても、つまりできるだけ早く移動してしまったほうが安全というものだけではなくて、十分じっくり時間的な余裕があるケースのほうが、より現実的になってきます。そうしたときに、では今の防災計画がそれを念頭に置いている

かという、今の防災計画は、できるだけ早く皆さんに防護措置を取っていただく、そして指示に従って行動していただくという形なんですけれども、現実的な訓練ですとか、現実的な想定というのは、今までよりもずっと時間的には長期のものにわたりますし、更には、例えば、屋内退避にしても、本当に屋内退避をしていただきたい時期というのは後になる、あるいは移動のための余裕があると。ただ、早くに移動をされると、今度は避難先での滞在時間が長くなるですとか、そういった別の困難が生まれてまいりますし、更に言えば、安定ヨウ素剤などは、炉心が溶けてから実際に飲んでいただく必要が生じるのは2週間後ですとか、そういったケースが考えられます。

ですから、特定重大事故等対処施設も含めてですけれども、いわゆるシビアアクシデント対策を何重にも重ねたことによって、非常に深刻な事故は起きているけれども、サイトの外で対応を取らなきゃならない在り方が、急ぐということとは逆の側面で、時間の経過がずっと、時間がずっと長くかかって。ただ、一方で、防護措置を取り続けなきゃならない時間が後に来る、早く取り過ぎてしまうと、例えば屋内退避というのは、恐らくは48時間程度が限界であろうと、ずっと屋内退避し続けるということはできません。早めに屋内退避をお願いするのが早過ぎると、本当に屋内退避をしていただきたいときには、もう続けることが大変困難になっているケースがありますので、そういった意味では、事故の想定という意味では、時間の経過がずっとゆっくりする想定というのも視野に入れておく必要があるだろうというふうには思っております。

石渡委員、よろしいですか。

田中市長（薩摩川内市） ありがとうございます。新検査制度につきまして、フリーアクセスによりまして日常的な監視する制度ということ、改めて認識いたしました。

また、ガイドのこともありますが、委員長からございましたように、ともすれば一つの目安として電気事業者が書かれていることだけをやるだけでよいのかということにもとというようなふうにも受け取りましたので、いずれにしましても、この川内原子力発電所の安全・安心というのは、市民の方から強く求めておりますので、特に安全協定ですね、鹿児島県、薩摩川内市、電気事業者との三者協定がありますので、特に電気事業者に関しましては、原子力規制委員会のほうから引き続き厳正な監視・指導を強く要請したいというふう考えております。

それから、原子力防災訓練のことについても丁寧な説明いただきました。ありがとうございます。私が受け止めた範囲では、時間的な余裕、時間的に長くなって、移動時間等に

余裕が出てくるという反面、逆に難しいことも生じるということをお教示いただきました。

この原子力防災訓練は、実際的に私も市職員としての経験もありますけど、薩摩川内市の住民が直接参加され、市民の目に直接触れるもので、非常に市民の関心が高いものであります。質問のときに申し上げましたけど、災害対策指針を所管される原子力規制委員会といたしまして、原子力防災訓練の実効性に向けまして、引き続きの御示唆、御助言を重ねてお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

更田委員長 ありがとうございます。原子力規制委員会、原子力規制庁とともに、川内原子力発電所をきっちりと厳正に監視をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、長島町長が途中で御都合により退席されるということですので、先にちょっと御発言をいただきたいと思います。長島町長、川添様、お願いします。

川添町長（長島町） 長島町でございます。

長島町は人口が少なく1万人ぐらいの規模でございますので、専門家をそろえて対応するというのが、なかなか難しゅうございます。ただ、現在は、九電さんの担当部署のほうから、その都度その都度、対策をされた状況を御報告をさせていただいて、私どもも安全性を感じております。その安全対策についても、その都度、広報等で住民にも説明をしております。こういったようなものを、更に徹底をしていただきたい。

特にこの長島町は、処理水、排水された水の潮流が八代海のほうにも流れてくるのではないかとといったような危惧もございますので、養殖漁場に非常に大きな影響を与えることは必須でございます。そういう身からいたしましても、絶対に安全な処理水、安全な対策、こういうものを徹底していただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

更田委員長 ありがとうございます。原子力規制委員会、引き続きこれまでと同様、また更に今後とも、九州電力川内原子力発電所の監視に努めてまいりたいと思いますし、また、その安全対策の御説明についても、御地元で使っていただけるような、より分かりやすい説明に、これは事業者とともに努めてまいりたいと思いますし、また、事業者に対しては、事業者が自らの判断、自らの考えをきちんと御地元で説明するというような努力を続けてもらうべく促していきたいというふうに思います。

それから、液体放射性廃棄物についても、これは保安規定で定められている管理目標値をきちんと遵守するように、九州電力、これは違えることがあれば保安規定の違反という

形になりますので、これもきちんと監視をしてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

重ねて御発言はありますでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、いちき串木野市長の田畑様、お願いいたします。

田畑市長（いちき串木野市） まずは、原子力規制委員会の皆様には、今年2月の意見交換会に引き続き、今回地域の意見を聞く機会を設けていただきましたことに対しまして、誠に心強く、感謝を申し上げます。

今回の意見交換の場をお借りしまして、原子力発電立地市として、隣接市として、市民の皆様方が懸念しておられる身近な問題について2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、第1点目は、川内原子力発電所の安全運転についてであります。原子力発電所は、何をおいても、まずは安全が第一であります。万が一事故が発生すれば、取り返しのつかない事態になります。私は、平成28年の全国市長会で福島に赴き、現状を視察する機会がございましたが、惨たんたる状況でありました。平成23年の福島第一原発事故から9年が経過しましたが、いまだに原発のある大熊町や双葉町、原発から20キロ圏内の浪江町でも帰還困難区域となっている惨状であり、住むところを追われた方々の心情を思うに、筆舌に尽くしがたい怒りや苦しみがあると思います。

本市では、川内原子力発電所から最も近いところで5.4キロメートルしかなく、6キロ圏内に約60世帯の方が住んでおられます。また、私ごとですが、拙宅も8.5キロの距離にあります。そして、何よりも市民の皆様、2万8,000人のほとんどの方々が20キロ圏内で生活を営んでいる現状にあります。

したがって、仮に福島状況を本市に置き換えますと、本市は同様な地理的状況であり、万が一の場合、市民生活はもとより、地場産業は崩壊し、住むこともできない土地となってしまうであろうことを考えますと、心の底から震撼せしめられます。原発は安全の確保が大前提であり、今後においても、原子力規制委員会の先生方におかれましては、市民や国民から原発の安全性に疑念を抱かれることがないように、専門的、科学的見地から常に最新の知見を駆使されて、徹底して厳正・厳格な保安検査をしていただきたいと思います。

また、九州電力におかれましては、安全性を最優先に、万全の注意をもって運転に臨んでいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、2点目であります。原発の20年延長についてであります。我が国では、福島第一原発事故で発生した未曾有の惨状を教訓に、原子力発電所の運転期間は原則40年と規定しています。本市は、原発から最も近いところで5.4キロメートルしかなく、市民2万8,000人のほとんどが20キロ圏内に生活していることから、市民が抱えるリスクは立地市と同等、あるいはそれ以上のリスクがある位置関係にあるといっても過言ではないと思います。

そうしたことから、さきの原発再稼働の際には、僅か1か月の間に市民の半数を超える、約1万6,000人もの反対署名がありました。また、本市議会においても、平成29年9月に、原発の40年運転期間を守るべきという意見書が議決をされております。したがって、原発の20年延長問題に関しましては、本市の置かれている地理的リスクや市民の原発に対する意見を最大限尊重していただきたいと考えております。

以上であります。

更田委員長 ありがとうございます。まず、安全確保の徹底は、これはもう言うまでもなく、原子力規制委員会は非常に厳しい東京電力福島第一原子力発電所に対する反省の上に設置をされた組織であります。間もなく10年を迎えますけれども、私たちは、発足当初の初心を忘れずに、安全の徹底的な追及、そして常に安全性の向上を考えるという組織として、今後とも規制に当たっていきたいと考えております。

まだまだ規制も、それから事業者も、信頼の回復は半ばにあるんだろうと思っています。信頼を回復し、また、安全性向上の追求を続けていくためには、規制委員会は、規制委員会自らの見解、判断をできるだけ発信をしていきたいと思っておりますし、また、九州電力には、九州電力として、独自に自らが考えたことを発信できる姿勢をより強く持ってもらいたいというふうに思っています。

また、運転延長については、これはあくまで九州電力が、その意図、計画を表明してからのことでもありますけれども、運転延長の意思を九州電力が持った場合には、当然のことながら、私たちはこれを厳正に評価、確認をして、判断をしてまいります。

一つ例を挙げますけれども、関西電力の大飯3号機で、今年のことですけれども、加圧器スプレイ配管にひびが見つかりました。これはPWRにとっては、率直に言って、あまり予想されていたことではなくて、珍しい事例です。この加圧器スプレイ配管のひび割れについては、PWR事業者は、それぞれ関西電力だけでなく、PRW事業者はそれぞれ自分のこととして考えなければならないというふうに思いますので、そういった意味で、九州電力には、独自性をもって、自らで考えて、そして不具合等についても、他社のものであっても

自らのこととして考えるとといったような姿勢、取組が大変重要なんだろうというふうと考えております。

いずれにしましても、高経年化評価の際には、そのような評価が行う場合には、きちんと進めてまいりたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

田畑市長（いちき串木野市） 更田委員長殿を始め、原子力規制委員会の皆さん方には、安全運転のための最善の指導をしておいでであります。引き続き、安全運転についてよろしくお願いを申し上げます。私ども市民といたしましても、原子力防災訓練を重ねてまいりますので、折に触れ適切な御指導をよろしくお願いをいたします。

以上です。

更田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、阿久根市長の西平様、お願いいたします。

西平市長（阿久根市） 阿久根市の西平でございます。

本日は、更田委員長、そしてまた石渡委員におかれましては、御多忙の中、御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

阿久根市は、薩摩川内市の隣接自治体でございます。市内のほぼ全域が川内原発から30キロ圏内に含まれるということから、市内の全てをUPZの圏内と位置付けているところであります。

また、先日、特重施設が使用前検査に合格しまして、1号機が発電を再開することとなりました川内原子力発電所を、去る11月17日に視察をさせていただいたところです。九州電力におかれましては、特重施設完成後の、この川内原子力発電所の安全対策等の状況を早急に確認したいというふうに本市の意向を伝えたところ、その意向に従いまして特重施設完成後初となります、また1号機が発電再開を間近に控えた中での視察を受け入れていただき、懇切丁寧な説明をいただいたところであります。

この安全対策の施設建設等が進みまして、前回のこの視察のときと比較して、構内の様子は大きく様変わりをしておりました。この原子力発電所の安全・安定・安心のこの運転の継続と信頼性の向上の取組はより一層進んでいるということ、私自身、肌感覚で確認をさせていただいたところです。

そこで、3点伺いたいと思っております。これまでの御質問と重複するところもあろうと思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目としまして、川内原発のこの安全対策については相当な努力をされていると考えておりますが、全国で初めてとなります特重施設の完成、そして、またその他の安全対策の実施状況、こういったものが川内原子力発電所が他の発電所に比較して優れている点、あるいは原子力発電事業者としての九州電力に対する率直な評価というものを伺いたいと思います。

次、2点目でございます。これは先ほどとちょっと重複しますが、原発の40年問題についてであります。このことにつきましては、前回、前々回と、私を含め様々な御意見、御要望等がなされているところであります。仮に延長の申請がなされた場合、規制委員会としては、法の定めによりまして、厳正・厳格に審査していかれること。あるいは、40年を超える運転に技術的に大きな懸念があるとは考えていないという、こういった御説明をいただいたと考えております。また、メーカーや電力事業者が合同で作られた組織で、40年を超える運転に係る技術的な観点から、その議論を進めていかれることなどについて御説明いただいたと記憶をしておりますが、その後の議論の進捗等について、お伺いをしたいと思います。

最後に、3点目でございますが、これまでも要望させていただいております、本市は電源地域として良質で安定した電力を供給するという、国のエネルギー政策にはしっかりと協力をしながら、国の経済発展と国民の快適な日常生活の実現に協力をしているというふうに思っております。国等の関係機関に対して、財政的な支援策の拡充、発電施設の安全確保と防災体制の確立、交通体系の整備促進など、地域振興、防災に関する要望を行ってきております。

避難計画の実効性を高めていく上では、地域の防災拠点、そして、また避難経路等の整備は、まだまだ不十分であると認識をしております。これらの整備については、是非電源三法交付金の増額など、財政的な支援を国に求めていただきたいと思いますと考えております。

また、避難者の受入れ市町についても、避難訓練への参加協力、避難者の受入れ体制を構築する上で相当な負担が伴ってくると考えております。これに対する支援措置についても、併せて要望していくという必要があると考えますが、どのようにお感じになられているか、この3点について、お伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

更田委員長 ありがとうございます。まず、川内原子力発電所の安全対策、特定重大事故等対処施設については、整備中に、今年の2月、見に行っているんですけども、完成

後というのは、これ順序がちょっとあれですけど、明日、私も自分の目で見てこようと思っています。川内原子力発電所は、優れている点であるとか、サイト特性として特徴的なのは、サイトの広さにかなりの余裕があること。それから、配置にしても、比較的余裕のある、なかなか詳しく申し上げるのも難しいですけども、炉心本体から関連施設も含めて言うと、サイト内の配置が比較的余裕のあるものだと思っています。そういった意味では、事故のとき、特に炉心が溶けてしまうような非常に厳しい事故のときの対処にあっては、それから水源の確保ですとか、そういった意味においても、有利な点を持っているサイトだというふうには思っています。

九州電力は、そうですね、なかなか難しいですけども、九州電力に要望するとすれば、会長（正しくは、「社長」）も聞いておられるので、せっかくの機会で申し上げると、やはり新規制基準に最初に適合をしたのは川内原子力発電所であります。そして特定重大事故等対処施設の竣工も川内原子力発電所が最初です。やはり原子力事業を営む事業者全体、それから特にPWRを運用する事業者を代表する気概を持って、自らを主語にした、自らの考えをどんどん発信をして、全体を引っ張るような気概を見せていただきたいと思います。そのことが玄海もそうですし、川内もそうですが、九州電力が運用する原子力発電所の安全を高めていく上で、また地域の方々の御理解をいただくという上でも重要だと思しますので、発信に努めていただきたいというふうに、九州電力には思っていますし、また、九州電力は、それだけの発信ができる技術力を持った事業者であるというふうに、私は受け止めております。

高経年化、それから運転期間の延長につきましては、これは40年というポイント、それから時計の進め方等について、事業者が、電力事業者がメーカーとともに設置したATENA（原子力エネルギー協議会）との間の技術的な意見（交換）というのは、今後も続けていく必要があるだろうと思っています。

ただ一方で、この40年であるとかその最大20年であるとかというのは、これは法律の定めるところでありますので、この制度そのものに関しては立法府の御議論であるというふうに思っております。

いずれにしましても、運転期間中、並びにその延長に関しては、原子力規制委員会の厳正な審査、確認評価に努めてまいりたいというふうに思います。

3つ目はですね、電源三法交付金となると、ちょっとなかなか規制委員会はものが言にくいところはありますし、また言うべきではないのだろうというふうには思います。推

進当局と私たちとの間のはっきりした役割の違いとそれぞれが独立してものを考えるということが重要だと思いますので、ちょっとこれに言及することはなかなか難しいですけども、いずれにしましても地域が防災上の安全上の防護策をきちんと取っていけるような整備というのは私どもも大変重要だと思っておりますし、また内閣府防災との間でも地域ごとの特徴を把握しようとする努力、そして弱いところが見つかったときにはそれをどう補っていくか、どう解消していくかというような議論は引き続き続けてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

西平市長（阿久根市） ありがとうございます。懇切丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

やはりですね、この川内原子力発電所に関する様々な状況というのは、地域住民も大きな関心を持って見ております。40年問題ばかり、そしてまた今回のこの特重施設ばかり、住民にとってはですね、とにかく事故のないように、安全・安心の下に心がけていただいて、そしてまた安定的な電力の供給にも心がけていただきたい。そういう下で質問させていただきました。なかなか答えづらい御質問もあって本当に恐縮だったんですけども、お答えいただき、ありがとうございます。

また、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

更田委員長 ありがとうございます。

それでは、出水市長、椎木様、よろしくお願いいたします。

椎木市長（出水市） ありがとうございます。出水市長の椎木伸一と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、UPZ圏内の自治体ということで、原子力規制委員会の更田委員長、そして石渡委員はじめ、関係の皆様、私どもの意見を聞いてくださる場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

そして、これまで様々な安全対策を講じていただくとともに、県におかれましても工夫した避難訓練の実施など取り組んでいただくと、重ねて感謝を申し上げます。今後とも、更なる安全性の向上、そして追及のため、可能な限り終わりなきこの取組を引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、私ども出水市が自然災害でありますとか、あるいは万が一のこの原発事故等を想定した防災拠点作りなど、多額の予算が必要な事業に取り組んでおりますので、市民の

安全・安心を確保しようとしていることなどを紹介しながら、その実情をお知り置きいただき、このような取組に対する御理解をいただきたいと思ってお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

私ども本市は、まず人口5万3,000人の町でございますけれども、その4割がUPZ圏内ということでございまして、2万1,000人がそこで暮らしております。鹿児島県の北端に位置しております。隣は熊本県水俣市となっているところであります。万が一原発の事故が発生した場合は、広域避難先といたしまして、県内におきましては東側にあります隣の伊佐市、そして遠方では霧島市、県外としましては北側に隣接しております水俣市が設定されているところであります。

この中で、水俣方面への避難道路としては、国道3号線、そして現在、まだ建設中でありまして、南九州西回り自動車道がございまして、完成すれば命の道のダブルネットワークができるわけでございますけれども、安全・安心の向上の観点から早期の完成が望まれております。

そこで、私ども出水市では、市民の安全・安心の向上と災害時の広域的な防災拠点作りを主な目的に、この南九州西回り自動車道の整備に併せまして、県境に位置するという地理的な特性を生かし、南九州西回り自動車道に直結する形のいわゆる一般的に言うサービスエリアと言われているような形での防災、そして防疫拠点、防疫は家畜伝染病等の防疫ですけれども、防災・防疫拠点としての防災道の駅というものを整備していこうということで、平成二十七、八年からですね、基本構想、基本計画等を作った上で、今、計画を一生懸命進めているところであります。原発から約40km程度の出水市北部の丘陵地に位置しているところであります。この防災道の駅は、国土交通省が提唱しているものでございまして、大規模災害時の広域的な防災拠点として創設された制度であります。大規模な駐車場、そして都道府県の地域防災計画や、あるいは広域道路交通計画に位置付けられることが前提となっているところであります。

何といたしても設置場所がUPZの圏外ということで、万が一この原発事故の際はスクリーニングなどの除染作業の場所として利用できるものでございます。西回り自動車道はこの区間は無料区間ということになっておりまして、国の方針ではこのような直結型を、サービスエリア型をですね、整備するには自治体が単独で事業として取り組む必要があるという御指導を受けておりまして、私ども多額の予算が必要となっているところでございますけれども、市民のこの安全・安心を担保するためには必要なものであると認識してありまし

て、この開通に間に合うように事業を進めているところでございます。

原子力発電所の安全性の確保は十分に行っているものと認識しておりますけれども、このように多額の予算を投入してUPZ圏内の自治体として、万一の事態に備え防災体制の確立に努めているところでありますので、規制委員会におかれましても、このような実情を御承知置きいただきたいというふうに思いますとともに、そしてまた関係機関の皆様にも御理解をいただきながら、今後の御協力、御支援を賜れば大変ありがたいと思っておりますので、御報告と申しますか、こういったことをやっているということの実情をお知らせしたところであります。

以上です。よろしく願いいたします。

更田委員長 ありがとうございます。極めて率直に、取り組んでおられることを伺えて、大変勉強になりましたし、大変うれしく思います。

率直に申し上げて、有料道路であるとか高速道路のサービスエリア、これは面的にどのぐらいの面積を確保できるかということはあると思いますけれども、人の出入りが入り口、出口という形でSAに入ってくる入り口、出口という形で明確になっているので、万一の原子力災害の場合のスクリーニングの拠点としては、ある意味理想的な形状を持っているように思います。そういった意味では、スクリーニングの体制を適切に整えることができさえすればですね、そういった今、整備を進めておられる拠点というのは災害時の防護措置として、特にUPZでもUPZの外側に近いところではスクリーニングがUPZ外へ出ていただくという意味でも重要になってきますので、そのような取組をされているということを承知できたことをとてもうれしく思います。ありがとうございました。

椎木市長（出水市） ありがとうございます。

更田委員長 それでは、始良市長の湯元様、お願いします。

湯元市長（始良市） 始良市の湯元でございます。今日は、更田委員長はじめ、原子力規制委員会の皆様にはこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

始良市からはですね、2つほど質問というか、聞きたいことがございますので、よろしく願い申し上げます。

1つはですね、私、去年の9月、まだ特定重大事故等対処施設が建設中のときに一度施設内を視察させていただきました。まだ重機が入って槌音がすごい状況でございましたが、そしてまた今年ですね、11月の下旬、つい二、三週間前にでき上がった、特重施設ができ

上がった施設内をバスで視察させていただきました。本当にですね、全くもってビフォーアフターで違う風景が広がっているというような感じで、非常にこの安全な施設ができ上がったということを肌で実感したんですけれども、その中で、特重施設、このように非常に厳しい規制の中ですね、造り上げた、そういった説明も私ども今回は11月のときには職員も含めて二十数名説明を受けたんですけれども、私どもはその説明でこの特重施設の何たるか、またこれが安全につながっている、安心につながっているということは理解できたんですけれども、せっかくですからUPZ内の市民、町民、また県内県民に広くこの状況を知らせるべきではないかと。私どもはこういう機会を与えられましたが、なかなかそれを分からない、知らない方々も多いということで、今後、こういった施設の例えばこの特重施設はどんなときに活用するのかとか、その際の役割とか安全性とか機能とか、そういったものをどのように説明を今後、されていったり告知されていくのかということをお聞きしたいなと思っております。これが第1点でございます。

第2点は、10月の県が主催いたしました原子力安全避難計画等防災専門委員会、この資料をちょっと読ませていただいたんですけれども、九州電力さんがシミュレーションしていらっしゃいます電源の確保の多重化というところがあったんですけれども、そこでまず第一が外部電源ルートの増設をしますよと。2点目が非常用ディーゼル発電機による電源確保をしますと。3点目が大容量の空冷式の発電機、車両による電源確保をしておりますというふうに書かれてございます。これ非常に何重にも安全性を確保しているんだなと感じましたけれども、鹿児島島の桜島の大噴火、火山灰というものがございましてけれども、最終的なこの空冷式というものがこの火山灰の降灰によって何か不具合が起きたり最終的な空冷式のところが駄目になったりとかいうようなところは懸念はないのかどうなのか。本当に素人的な考えかもしれませんが、ちょっと空冷式という言葉に、降灰とか火山灰とかいうのが何か邪魔をしないだろうかというようなところも感じましたので、そこは何か教えていただければなと思っております。この2点でございます。よろしく願い申し上げます。

更田委員長 ありがとうございます。まず、特定重大事故等対処施設ですが、先ほども少し申し上げましたけども、もともと川内原子力発電所は1号機、2号機の2機のサイトとしては面積的な有利さ、比較的2機設置されているサイトとしては広いサイトです。それから、他のサイトとの比較で言うと、比較的平たんなサイトであって、そういった意味では確かに岩盤を出すのに難しいとか幾つかの困難があることはありますけれども、特定重

大事故等対処施設を設置する上でも山をくり抜いたりしないで済むというような意味では、有利な点というのがあったんだろうというふうに思っています。

この川内原子力発電所の安全対策、特定重大事故等対処施設も含めた安全対策について広く知っていただく努力、これはもちろん九州電力自ら努めようとしていると思いますし、また私たちも特重施設の持つ意味であるとかそういったものに関して可能な範囲でお伝えをしたいと思います。

ただ、今、御意見を伺っていて思ったのは、なかなか文章を整えるという形ではなかなかその文章を手にとっていただけないということもあるのかなというふうには思います。そういった意味で、バスで中を視察をされたことが大変大きな強い印象を与えたということからすると、そういった意味ではこれは九州電力の判断ではありますし、発電所内の映像というのはなかなか難しいんですけれども、少し視覚的に発電所内の様子を捉えていただくような努力というのはあるのかなというふうに思います。ちょっといずれにしろ、これ九州電力と少し意見のやり取りをしてみないといけないというふうには思います。

2つ目は、確かに火山灰というのは降灰は電源の確保に対して脅威になり得ます。まず、外電ルートが増設されることは大変安全性にとって重要でありますし、大変よいことだと思います。ただ、その上で、外部電源が失われたときに大きな役割を果たすのがディーゼル発電の発電機、それから空冷式とおっしゃいましたけど、これがもしガスタービンのことを指しているのだとしますと、ガスタービン発電機というのは実は火山灰には弱いんです。火山灰を吸い込むと高温で火山灰を溶かして、それが固着するという形になりますので、ガスタービン式の発電機というのは大きな容量を与えることはできるんですけども、正直に申し上げて、火山灰に対しては弱い。むしろフィルタで火山灰を取り除いて、ディーゼル発電機が動作するように保つということが大変重要になります。ただし、フィルタといっても非常に多くの火山灰が降ってくる場合には、交換をしなければならない。

火山灰対策というのはやはり人の技量による部分がどうしても出てきます。審査の中でもフィルタの交換が十分にできるかどうかということは審査の中で見ておりますけれども、そうはいつでもより円滑にそれが行われるように、これは九州電力の訓練であるとか、それから体制の整備というものを検査の中で私たちもきちんと見ていきたいというふうに考えております。

石渡委員から少し。

石渡委員 規制委員の石渡でございます。

今の火山灰関係ですけれども、ディーゼル発電機の、吸気部分の火山灰対策ということにつきましては、確かに3年ぐらい前まである意味盲点になっていた部分でありまして、非常に基準が低いレベルの火山灰濃度で考えられていたわけですが、規制委員会としてこれが不適切であるということが分かりまして、約ですね、例えば1m³当たり、前は3mg程度の火山灰だということになっていたのを検討し直した結果、やはりそれはあまりに低くて、その1,000倍、つまり3mgの1,000倍ですから3g程度まで火山灰は濃くなるということが分かりましたので、その場合でもディーゼルエンジンに不具合が起きないようにフィルタを簡単に交換ができるような、そういう割と大きなフィルタ交換ユニットを吸気口の前につけるといようなことで、バックフィットというものをかけまして、九州電力のほうでは既にそれは対応されているというふうに聞いております。

以上です。

川添町長（長島町） 委員長、すみません。

更田委員長 長島町長、どうぞ。

川添町長（長島町） 次、すみませんが、コロナの対策会議をやっておりまして、失礼いたします。

更田委員長 どうもありがとうございました。

湯元市長、よろしいでしょうか。

椎木市長（出水市） すみません、出水の市長です。すみません、出水の市長も退出させていただきます。

更田委員長 どうもありがとうございました。

椎木市長（出水市） ありがとうございます。

湯元市長（始良市） 始良市の湯元でございます。

すみません、御丁寧な御説明、ありがとうございます。非常によく分かりました。ありがとうございます。

始良市は30km圏内に、今、5世帯5人という形で、だんだん高齢化が進み、住んでいる人数も少なくなっているんですけれども、やはり山間部にございまして、避難の経路、これが課題となっている地域でございます。やはり人の命、少ないとはいえ人の命でございますので、始良市も、逃げる、避難するということが非常にルートとかを含めて課題になっているところでございまして、市としても全力を挙げてこの課題を解決していきたいと思っております。ありがとうございました。

更田委員長 ありがとうございます。

それでは、首長の方々から御発言をいただきましたけども、まだ時間がありますので、時間の許す限り皆様から御発言をいただければと思いますけども、どなたかいらっしゃいますでしょうか。鹿児島市（副市）長。

松山副市長（鹿児島市） 鹿児島市副市長の松山でございます。

せっかくの機会ですので、私どものほうからも1点だけ発言をさせていただきたいと思っております。

まず、本市におきましては、今年度も来年2月6日の県の原子力防災訓練に合わせて、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら本市独自の訓練として、自家用車やバスによる避難訓練、避難所運営訓練等を実施することとしております。この訓練にUPZ圏内にある本市の郡山地域の方々に参加をお願いするため、1月に地元の方々に時間をいただき、県原子力安全の専門委員である鹿児島大学の松成教授にも御同席いただき、住民説明会を実施する予定であります。

このことにつきましては、昨年度も申し上げたところでありますが、地元の方々からは川内原発の安全性なども含め、九電からの説明が欲しい、住民説明会にも参加をしていただきたいとの意見が出されております。また、本年7月には制御棒が曲がった事象の発生があり、11月には1号機が再稼働していることなどから、市民に安心感を与えるため、説明会への参加など更なる情報発信に努めていただけるよう、お願いいたします。

以上でございます。

更田委員長 松山副市長、ありがとうございます。

原子力規制委員会、原子力規制庁が御地元差し上げる説明というのをこれまでも行っておりますけれども、それは説明会ですとかそういった場の形態によるというのが実際のところでありまして。というのは、一つはこれは東京電力福島第一原子力発電所事故の反省の一つとして、これはもう立法府においても大変厳しい御議論があったところでありましてけれども、規制が推進主体と肩を並べてといいますか、同席をして説明をしてきたことがいわゆる安全神話であるとかゼロリスク幻想をあおるような形になってきた。これだけの対策を打ってあるので十分御安心くださいというのは、これは事業主体のせりふであって、私たちはリスクは常に残るんだという意味での説明を差し上げるという意味で、これまで事業者であるとか、それから推進を所管する官庁と同席する形での説明というのはしてきておりませんけれども、一方で私たちがどのような規制を行っているかという説明はお求

めに応じてしておりますので、説明会の設定の形態によっては私たちのほうから説明をさせていただけるというふうに考えております。

松山副市長（鹿児島市） ありがとうございます。私どもといたしましても、現在、避難訓練等様々な対策を図っておりますけれども、やはり九電さんに対しましても、現時点におきましては住民の不安感を取り除くことがまず何より大事であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

更田委員長 ちょっと具体的な部分については、協議をさせていただきたいと思っておりますけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁、それから内閣府の原子力防災と合わせて、御要望にお応えできるような説明ができないかというふうに検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかに御発言いただける方、いらっしゃるでしょうか。それでは、外園議長、お願いいたします。

外園県議会議長（鹿児島県） ありがとうございます。

冒頭に原子力規制委員長の更田委員長、そしてまた石渡委員には2月に、今日がまた2回目の意見交換会を開催いただき、本当に議会を代表しまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

私ども13道県で作っている原子力協議会という全国議長会議がございまして、その役割が我々、今、副委員長をさせていただいております、来年からまた委員長ということでございます。そういう中で、私ども議員は年4回の議会がございましてけれども、たくさんの議員がやはりこの原発問題を取り上げております。仕組み上、我々は設置者である塩田知事に、議員はどうなんだというようなことを質問するわけでありまして。そういう中で、多く質問もございましてけれども、やはり福島事故があってからPAZ、そしてUPZ圏内以外の議員の方々も原発問題というのをやっぱり真剣に捉えて質問させていただいております。

そういう中で2点ほどですね、多く質問をする中、安定ヨウ素剤の配布についてよく質問が出ます。安定ヨウ素剤については鹿児島県では、PAZ圏内の住民に対しまして、年齢等の制約を付すことなく、事前に配布を行っていただいております。また、UPZ圏内の住民についても、病気や障害による緊急時の受取が困難である方など一定の要件を満たし、希望する方に対して事前配布を行っております。

さらに、平成31年度からUPZ圏内の希望する社会福祉施設等にも事前配備を行うなど、県民の安全・安心の充実に努めているところであります。これを引き続き御支援をお願い

をしたいと考えております。

あと1点が、原子力災害対策指針における防護措置についてであります。県としまして、原子力災害対策指針に基づく避難や先ほど更田委員長も話がありましたけど、屋内退避など防護措置について住民の方々に理解していただくため、原子力防災訓練を実施するとともに、広報紙やホームページなどであらゆる機会を通して周知をしていただいております。

そしてまた、国におかれましては、避難や屋内退避の有効性など考え方について、やはり県民に対して放射線による被ばくの影響を含め、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めていただきたいと考えておりますが、現在、どのように取り組まれているのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

更田委員長 安定ヨウ素剤ですけど、まず安定ヨウ素剤はこれは防護措置の中でもやはりソフト面が大事なところが非常に強い防護策です。安定ヨウ素剤は体内に放射性のヨウ素が長く留まらないようにするための薬で、ヨウ素が体内で留まるところを放射性ヨウ素が入ってくる前に放射性でない安定したヨウ素で先に満たしてしまえば、後から入ってきた放射性ヨウ素は体内に留まらないですぐ排出されていきます。

したがって、先に飲まなきゃいけない。放射性のヨウ素を吸い込むような状態になる前に飲まなきゃいけないんですが、逆に早く飲み過ぎると安定ヨウ素剤でせっかく入ってきた安定したヨウ素が体外に排出されてしまいますので、ですからタイミングの非常に難しい防護措置です。放射性のヨウ素に触れてしまうのにタイミングとして大体幅として24時間ぐらいしか幅がない。そういった意味でタイミングが重要です。ですから、早く飲んでしまうと必要なときに役に立っていない可能性がある。

それから、その前に申し上げるべきでしたけども、今、特定重大事故等対処施設の整備とともに、フィルタドベントというのが整備をされていますが、このフィルタドベントというのは格納容器の中に放射性のヨウ素を含む放射性物質が放出をされたときに、格納容器がコントロールできない状態で壊れてしまわないように、あらかじめ中のガスを抜くためのものですけども、そこにフィルタを通して抜くようになります。そのフィルタの中には当初、いわゆる放射性のセシウムなどを除くようなフィルタであるとか、水をくぐらせることによって取り除くという仕組みもありましたが、審査を行っている過程で放射性のヨウ素を除くためのフィルタというのも備えております。したがって、フィルタドベントが成功する限りにおいて、環境中に炉心が溶けてしまうような事故が起きて、更に格納

容器からフィルタを介して格納容器の中の気体を外に出さなきゃならなくなっても、放射性ヨウ素の環境に出てくるものは、そうですね、1%以下ぐらいになっています。

その上で、そのヨウ素に触れてしまうときに、タイミングよくヨウ素を飲んでいただく意味で、安定ヨウ素剤が防護策の中で占める意義ですとか位置付けというのは、徐々に異なってきているところがありますので、よく安定ヨウ素剤の持つ意味というのを御理解をいただいて、また、それからこれはお医者様がまとめられた提言ですけれども、本当に安定ヨウ素剤を飲んでいただきたいのはやはり若い方、乳幼児であるとか妊娠中の方であるとかですので、正直これは個人的な、個人的といったらあれですけど、非常に分かりやすく言うと、私ぐらいの年齢になったらもう安定ヨウ素剤はほとんど関係が、ほとんどというか関係がありません。安定ヨウ素剤で防ごうとするような被ばくの効果が現れるのって数十年先の話で、その前に別の理由で逝っていると思いますので、そういった意味で本当に守ろうとする方に本当にいいタイミングで確実にということを是非お考えいただきたいと思いますし、またこういったことに関して私たちもできるだけ多くの方に分かりやすく知っていただくための努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、これも少し関連しますけども、災害対策指針、屋内退避のタイミング等というのは、できるだけ早くというものではもうなくなってきています。そういった意味でこれもタイミングですので、どのような意思決定をして、また住民の方々に関してはやっぱり判断を的確にお伝えできるというような仕組みについても、これも継続的に改善をしていかなければならないことですので、内閣府防災とともに私たちもしっかりとこういった説明の準備といいますか、説明するための努力というのは続けていきたいと思っています。

最後に、ちょっと先ほどお名前を読み間違えてしまいまして、もう一度、外園議長、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

外園県議会議長（鹿児島県） あと一つ要望なんですけど、是非、我々全国議長会でも話題になるんですけど、原子力規制委員会の立ち位置ですよね、地元との立ち位置、そうすると、やはりこうして是非、立地県の首長さん、議会とも、こうして2回していただきましたけど、年に1回ぐらい、是非こういう意見交換会も、お忙しいでしょうけれども、是非委員もたくさんいらっしゃるわけですから、是非地元の知事を中心に、年に1回ぐらいは意見交換会をさせていただければありがたいなと思っております。できないかもしれませんが、要望しておきますので、よろしく願います。

更田委員長 努めたいと思います。ありがとうございました。

ほかに御発言いただける方はいらっしゃいますか。薩摩川内市議会の川添様、お願いします。

川添市議会議長（薩摩川内市） 地元の市議会の川添でございます。

今般、新規制基準をクリアして、また特重施設もできて、より安全性が向上したかと思っています。地元としては、規制委員会のほうでしっかりと検査されて、安心・安全が確保されたのかなと思っているところでございます。

ついでにはお伺いしたいんですが、この新規制基準の中に使用済核燃料についても触れられているわけですが、今、金属繊維によるキャスクによる保管等ということであつたわれているんですけど、この乾式貯蔵施設の今後の在り方、また考え方、それから運用の仕方等々について、規制委員会として、より一層安全性を高める観点から進めて、私は乾式キャスクはですね、より安全だろうと思っているわけです。

それを踏まえての質問なんですが、どのような工程、もしくは指針等を考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

更田委員長 川添議長、ありがとうございます。

極めてお答えはシンプルでありまして、使用済燃料が燃料プールにいたずらに貯蔵されているということは好ましくない。これは私たち安全対策についてずっと語ってまいりましたが、それでもなお事故は起きるものとして考える。発電所で事故が起きたときに、心配をしなきゃならない相手が炉心と、それから福島第一原子力発電所事故のときの教訓ですけど、あのときみんな使用済燃料プールの心配をしました。水が抜けているんじゃないか。早々その評価によってもそうですけども、今、どこかに穴が開いて水が抜けてしまったとしても、水を供給するというような手立ては十分強化しています。強化はしていませんけれども、やっぱりより安全性が明らかに高いのは、冷却を使用済燃料プールで一定期間終えたものについては、乾式のキャスクに入れることのほうがはるかに安全性が高い。全くとは言いませんし、ゼロリスクを語るつもりはありませんけども、事実上、いざ事故が起きたときに乾式のことというのは、そこに転がっているということが分かれば、それだけで安全が確認できますし、そもそも言ってみれば空冷で頑丈な容器の中に入っている状態ですし、実際、その乾式キャスクはあれだけの津波に襲われて福島第一原子力発電所事故で大きく移動するようなことがあっても、その容器自体は健全だったわけです。そういった意味で、一定の冷却期間を過ぎた使用済燃料はできるだけ速やかに乾式に移行して

いくことが望ましいというふうに考えています。

そして、使用済燃料全体の総数が、サイト内に留まることに関して、私はこれは九州電力自身の判断であると思いますし、また御地元との理解を得る、了解を得る御判断の次第ではあると思っていますけども、繰り返しますが、使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の数がいたずらに増えることは好ましくないと考えておりますので、乾式への移行というのは明らかに発電所の安全性を高めることになるというふうに考えております。

川添市議会議長（薩摩川内市） ありがとうございます。

乾式キャスクについては、私も何回も見て承知しておりまして、福島でも実際、安全だったということを踏まえての質問でした。今後、このキャスク貯蔵施設等について、補助とか、補助は厳しいでしょうから、より安全性を示す何かが広報ができるもの等がありましたら、うちの市民の皆さんに対して広報等の資料等があったら、また配布等がよろしくお願ひしたいところであります。

以上です。ありがとうございます。

更田委員長 ありがとうございます。

ほかに御発言いただける方はいらっしゃいますか。2度目になっても構いませんが。

石渡委員。

石渡委員 先ほど阿久根市の西平市長のほうから、九州電力の川内原子力発電所について何か優れている点というのはあるのかというようなお話がございましたけども、この地盤関係の審査の中で明らかになった点ということで申し上げますと、これはこの審査は私が着任する前に行われた審査でありますけれども、私が理解している範囲では、とにかく地盤が非常にしっかりした地盤になっていると。白亜紀という時代の、今から1億年ぐらい前の恐竜がいた時代ですね。その頃の砂岩とか礫岩とかそういう岩石の上に原子炉が建っていると。もちろん断層というのは敷地内にもあるわけですが、我々はそれが十二、三万年前よりも後に動かなければ、活断層ではないということで、合格にしているわけですが、この川内発電所の場合は、もっと古い約100万年前以後は動いていないということが確認されています。

それから、もう一つは、実際に確か1997年だったと思うんですが、平成の9年ですかね、薩摩川内市付近で大きな地震が2回続けて数か月の間隔を置いて2回ぐらいたしか起きたことがありました。鹿児島県北部地震というんですかね。そのときは薩摩川内市内で震度6、非常に激しい揺れがあって、被害も出ました。ところが、川内原子力発電所の敷地内では

揺れが非常に小さくて、運転を継続していたというふうに、確かそういうことだったというふうに記憶しております。

いずれにしても、地盤の点から見ると、非常にしっかりした地盤に建っているということとは一つ優れている点ではないかというふうに思います。

以上です。

更田委員長 ほかに御発言、御質問、御意見いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

じゃあ、このタイミングでちょっと九州電力、何か発言ありますか。

池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 九州電力の社長の池辺でございます。

まずもってお礼でございますけれども、本日は自治体の皆さん、それから議会の皆さんにお集まりいただきまして、非常に貴重なお話を聞けたなというふうに思っております。ありがとうございます。

常日頃から私ども川内でございますと、川内総合事務所というところを中心に、また各自治体の皆さんには各営業所も重疊的に情報を提供させて、お話をいろいろお伺いさせておりまして、その情報は私のほうにも定期的に上がってきておりますので、お話は聞いたつもりでございますけれども、ただこうやって直接お話を聞くということは非常に、また私の思いも新たにできますので、貴重な機会だったなというふうに思っております。

また、原子力規制委員会の更田委員長、それから石渡委員におかれましては、非常に皆さんからの御質問に詳しく、そして分かりやすくお話しいただいたというふうに思っております。このことについても感謝申し上げます。

お話の中で何点か出ました点について、手短にお話をさせていただきたいと思いますが、まず特定重大事故等対処施設でございますけれども、これはこの施設が完成し、運用を開始したことによって放射性物質を外に出さない手段が増えたという意味では、安全性は大きく向上したというふうに思っております。ただ、この特定重大事故等対処施設ができたから安心してください、完全に安全ですというふうに私たちは思っておりません。更に安全の高みを目指して、安全性を高める努力を繰り返していきたいというふうに思っております。

さらに、この情報交換についてなんですけども、残念ながら特重施設というのはもともとテロ対処施設という性格上、具体的な設置場所や機器の仕様を公開するということはで

きないんですけども、我々がどういうふうな訓練をしているか。これは実際、この施設を運転するために常駐で人間も置いていますし、そして引き続き日常から訓練をしておりますので、そういうような情報は引き続き、どういうふうな形が一番適切か研究して、公開してまいりたいというふうに思っております。

2点目は、新検査制度についてですけども、これはフリーアクセスができる検査官の方たちが私どもの施設、フリーアクセスができるということは私どもにとっては非常に厳しいやり方だというふうに思っております。ただ、そのことによって安全性が高まる、または皆さんからの信頼性が高まるのであれば、それはいいことだろうというふうに思いますし、日常からきちんと見ていただけるということは非常にいいことだというふうに私は評価しているところでございます。

今後ともこういう安全・安定運転をまず第一に、そして安全性の向上につながるような施策を積極的に取り入れること、それから申し上げましたように、情報の公開、情報の伝達、今、川内総合事務所で皆さんともフェイス・トゥ・フェイスで情報を提供させていただいている、お話をお伺いさせていただいているというふうに思いますけども、この努力も引き続き進めたいというふうに思っております。

以上、九州電力からでございます。

更田委員長 どうもありがとうございます。

どなたか御発言いただける方はいらっしゃいますか。

池辺社長、一つ私から質問してもいいですか。緊急時対策所ですけども、新規制基準適用の際に、緊急時対策所を整えて、その後、九州電力、緊急時対策所の更新の意向を持っていたと思うんですけど、いかがでしょうか。

池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 緊急時対策所につきましては、2022年に最終的な接続ができるというふうに認識しておりますけども、進んでおりまして、ただ、もともと今ある代替緊急時対策所でも十分機能はすると思うんですけども、その規模を拡大して、より更に運用性を高めるという努力をしております、今、土木工事を進めておりまして、来年度ぐらいから中の設備も入れられるようになると思いますので、2022年度につなぎ込んで活用できるというふうに考えております。

以上でございます。

更田委員長 ありがとうございます。

湯元市長（始良市） すみません、始良市ですけども。

更田委員長 お願いします。

湯元市長（始良市） すみません、次の公務がございますので、ここで退席させていただきますので。本日はありがとうございました。

更田委員長 市長、どうもありがとうございました。

湯元市長（始良市） ありがとうございました。

田中市長（薩摩川内市） 貴重な機会ですので。薩摩川内市の田中でございます。

先ほど九電の池辺社長さんからコメントがありましたけど、川内原発の立地の市長として、改めて安全運転についての要請をしたいと思います。私のほうの更田委員長の質問・要望の中でも、原子力規制委員会としても九電に対しては引き続き厳正な監視・指導をするということを明言されました。また、このことを受けて、地元市長としましては、この川内原子力発電所の1号機のテロ対策の特重施設が全国初の完成を見て、運転を再開しているわけなんですけど、それこそ川内原発の安全性の追求に終わりはありませんので、徹底した引き続きの安全性の追求と、川内原発1・2号の安全運転に努めてもらうように、それからやはり市民の不安は説明を求めるという姿勢がございますので、可能な限り情報公開、市民に対する開かれた説明責任を果たしてくださるよう、強く要請しておきます。

池辺代表取締役社長執行役員（九州電力）

田中市長、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、我々も安全・安定運転にこれも引き続ききちんと果たしていくこと、それから安全性の向上を更に追い求めていくこと、それから情報を皆さんにきちんとフェイス・トゥ・フェイスで分かりやすく発信することに努めたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

更田委員長 原子力規制委員会としまして、川内原子力発電所は新規制基準に適合した最初の発電所であり、また特定重大事故等対処施設の運用においても最初の発電所があります。そういった意味で、ここから得られる、例えば検査の中で得られる学びというものがあると思っていますし、また九州電力はそういった意味で東京電力福島第一原子力発電所事故以降の施設の運用という意味でリードしているところですので、そこをしっかりした検査の上でのグッドプラクティスをそこで生むことができればというふうに考えています。

いずれにしましても、引き続き私たちは厳正な審査、厳正な検査、そして規制に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

まだ少しお時間がありますけど、いかがですか。

池辺社長、池辺さんは大変発信力のある方だと思っているんですけども、日本原燃の会長でもあり、電事連（電気事業連合会）の会長として発信に努められていると思うんですけど、先ほど私も発言の中で申し上げましたけども、発信する意気込みというか、発信する文化を率先されて、そしてつかさつかさの技術者であるとか、安全の担当する方に、発信する気風を是非広めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） おっしゃるとおりだというふうに思います。以前から、もともと日本人というか、あまり発信するというか、おしゃべりなのはどうかという気風があったと思うんですけども、やはり発信していく、声を出していかないと伝わらない。特に原子力というのは非常に複雑な技術でもございますし、この安全対策というのは非常に複雑でございますので、それについて皆が、一人一人が発信していかなければいけない。私、社内で九州電力以前から、一人一人が広報マンのつもりで身近にお会いする人たちに発信していこうというふうに申し上げております。

川内地区の場合は、川内総合事務所という仕事で携わっているメンバーもおりますけれども、そのほかの営業所ですとかそういうところで働く人間に対しても、広報マンだから自分の周りの方たちに御疑問があるときには必ずきちんと説明をするようにということは常に声をかけておりますし、この活動を九州だけではなく、今、おっしゃられたとおり、私、今、電事連の会長もしておりますので、電気事業、原子力事業者全体がその思いを共有して持つということが非常に重要なことだというふうに思っております。全く同感でございます。

以上でございます。

更田委員長 ありがとうございます。広報だけではなくて、安全文化という観点からすれば、一事業者、同業の他事業者にもものを言うようになれば、これも明らかな進歩だと思うんですね。それから、先ほども申し上げましたけども、これは関西電力の事例ではありますけども、加圧式スプレィ配管のひび割れなどについても、自社の技術者における検討であるとか研究であるとか、それからもちろん電事連としての取組というのもあると思いますので、是非よろしく願います。

池辺代表取締役社長執行役員（九州電力） 承りました。スプレィ配管については、我が方もきちんと後フォローしておりますので、それについては考慮しておりますけども、一般論としても委員長のおっしゃることも最もだというふうに思いますので、努めたいと

いうふうに思います。ありがとうございます。

更田委員長 ありがとうございます。

そろそろ時間も迫ってまいりましたけども、ほかに御発言いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

川添市議会議長（薩摩川内市） すみません、薩摩川内市の川添です。

先ほどうちの田中市長のほうから質問があった件で、御回答の中に、第10条から第15条の間に相当の時間数があるというように理解したんですが、原子力防災訓練が1日で短縮してやられるわけですね。ですから、市民の方々は10条があったらすぐ15条だろうという錯覚を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんで、先ほど委員長がおっしゃったように、そういう時系列があるのであれば、そのような方向性を持って市民の方々に説明する機会はないのかどうかをお伺いしたいと思います。

更田委員長 率直に申し上げますけれども、10条から15条の間というのは、時間がありますし、更に言いますと、15条の発令から放射性物質が環境中に出る恐れが高まってくるまでにも随分と時間がかかります。ですが、実際の訓練では訓練を2週間ですとか一月というわけにはいきませんから、どうしてもそれを圧縮して縮めて行いますけども、その訓練に参加される方には是非御理解をいただきたいのは、10条の発令から15条の発令って場合によっては数日かかるケースもあります。更に15条が発令されて、本当に放射性物質の放出を避けなきゃならない。これも数日であったり、あるいは一、二週間というケースもあります。

ですので、本当に発電所が危ないといって、もう10条の時点で相当の恐怖も持たれるでしょうし、心配もされるだろうと思いますが、それを重ねていきますと、例えば先ほどのお尋ねにあった安定ヨウ素剤を飲んだほうが好ましいタイミングなんていうのは、数週間後ということがあり得ます。ですので、訓練の際に、もちろん急ぐことができるということの可能性を否定はしませんし、可能性はゼロではありませんけれども、ただより多くの可能性として、もっとゆっくり進行する緊急事態というものがあるということを是非御理解をいただきたいと思えますし、これは技術的に細部に入るとなかなか分かりにくい難しいこともありますけども、できるだけ私たちもこれは検討して、内閣府の原子力防災とともにこういったことについて御承知おきいただけるような努力をしたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

本日、大変、貴重な御意見を、またじかに伺えることができて、私どもとしては大変ありがたく、また大変勉強にもなりました。今後ともこういった意見交換の機会を重ねて設けさせていただきたいと思いますので、是非とも御協力をいただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございました。